

令和7年10月

発注者 各位

(公社) 岩国市シルバー人材センター

理事長 小川 博史



シルバー人材センターとの新たな契約方法について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、令和5年5月に「特定事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）が公布され、令和6年11月から施行されているところです。

シルバー人材センターの会員は、個人事業主ということで、同フリーランス法に該当し、上記法律の適用下におかれることとなりました。

このことから、シルバー人材センター会員との業務委託に係る契約方法の見直しが国において行われ、新たな指針が示されたところです。

主な変更点は次のとおりです。

① 発注者、センター、センター会員の三者間での「包括契約」になること。

発注者は、「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」に同意した上で、センターとの間で「センター利用契約」を締結していただくこととなります。

② 業務委託料の請求は、「会員業務委託料」と「センター業務委託料」に分かれた内訳での請求となります。（配分金と事務費のことで、当センターがまとめて請求することに変更はありません。）

③ 消費税の課税関係が変更され、「会員業務委託料(今までの配分金)」については、仕入れ税額控除ができなくなること。

（インボイス制度の関係ですが、「簡易課税制度」を選択されている事業所におかれては影響はありません。）

※基本的に、ご利用に際しての手続きは、従来と大きな変更はございません。

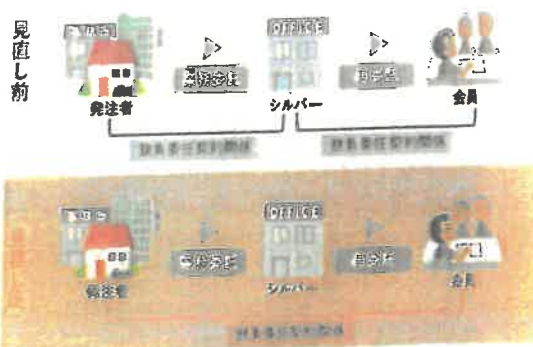
発注者の皆様におかれましては、新たな契約方法に移行するにあたり、種々ご心配、ご負担をおかけいたしますが、法律順守、税法上の対応で、国の方針に則った事項であり、何卒のご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

新しい契約方式

契約方式の移行

これまでの契約方式では、シルバー人材センターは、発注者から仕事の依頼を受け会員に再依頼する形を取っています。新しい契約方式では、**発注者と会員**の間に直接的な契約関係が生じるようになります。

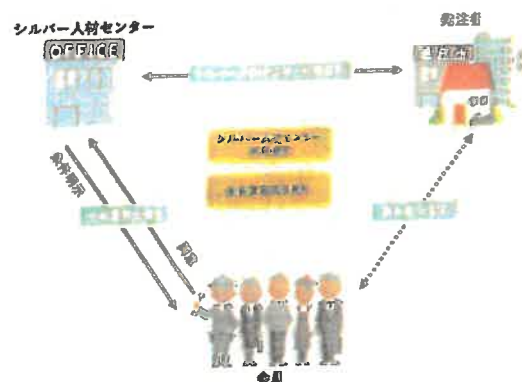
センターは発注者と会員の間に入り、様々な調整を行います。



新しい契約関係（三者間の包括契約）

発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと**利用契約**を結びます。

シルバー人材センター利用規約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール、**会員業務就業規約**は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール、**利用契約**は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約です。



センターは利用契約をもとに**会員業務仕様書**を作成し、会員に**就業条件明示**します。会員が業務仕様書に同意することで、**発注者と会員の間に請負委任契約関係**が生じます。これにより、**発注者、センター、会員間の包括契約関係**が成立します。

包括契約の流れ

STEP1. 依頼

発注者からセンターに仕事を依頼



STEP2.規約同意

発注者は「シルバー人材センター利用規約」「会員業務就業規約」に同意

◀ シルバー人材センター利用規約

◀ 会員業務就業規約



STEP3.利用契約

発注者はセンターと「シルバー人材センター利用契約」を結ぶ



STEP4.仕様書明示

センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件明示



STEP5.仕様書同意

会員は会員業務仕様書に同意（発注者と会員間で請負委任契約が成立）



STEP6.就業

会員は会員業務仕様書に基づき就業



STEP7.委託料請求と支払

センターから発注者に料金を請求し、発注者はセンターに料金を支払い



STEP8.報酬支払

センターから会員に報酬を支払い

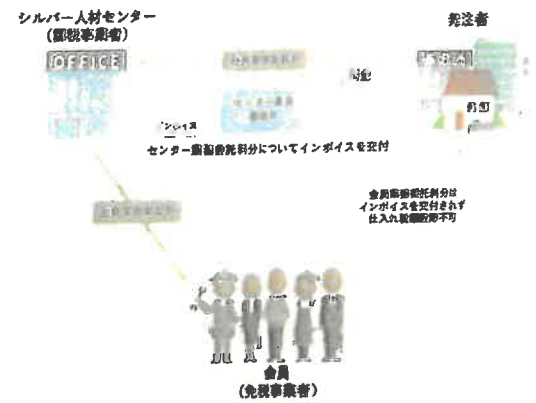
料金の一部に関する消費税の課税関係

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、**会員業務委託料**（会員が手にする報酬）と**センター業務委託料**の2つで構成されています。

このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。そのため、センターは、「**センター業務委託料**」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「**会員業務委託料**」の分

については交付することができません。

この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。



《請求書内訳と業務委託料の詳細》

適格請求書分・・・センター業務委託料

非適格請求書分・・・会員業務委託料

報酬の扱いについて

新しい契約方式では、報酬を**会員業務委託料**といいます。配分金と同様「**雑所得**」として扱われます。

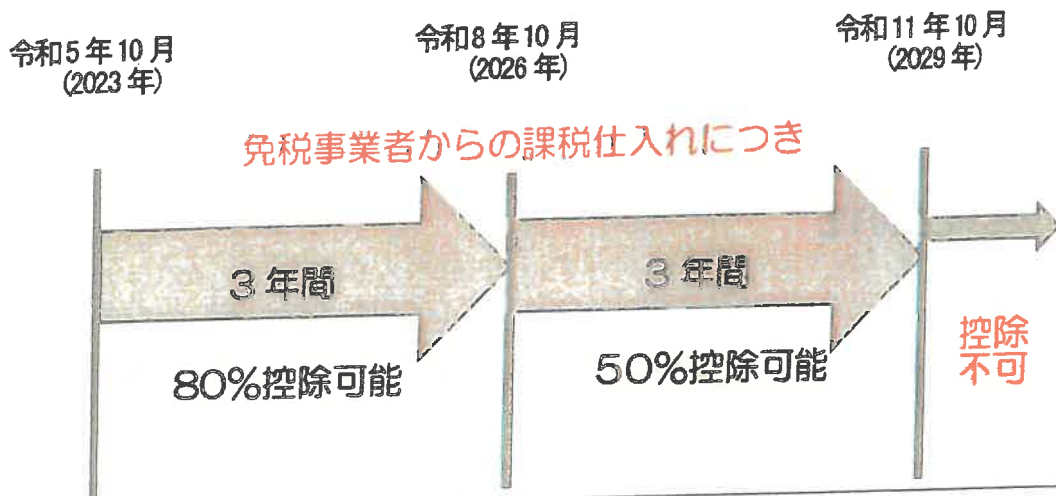
会員業務委託料の消費税相当分が仕入れ税額控除不可となります

別添の「シルバー人材センターの契約関係を見直します」のチラシに記載されている通り、会員業務委託料はインボイスを発行することができませんので、消費税計算時において会員業務委託料の消費税分（概ね 10/110）については、仕入れ税額控除不可となり発注者の消費税納税額が増額となってしまいます。

（現在は経過措置が下記のとおり設けられています）

なお、センター業務委託料分については、従来通りインボイスを発行できます。

インボイス制度における経過措置



発注者の皆様におかれましては、契約方法の見直しに当たり、ご負担をお掛けすることとなり、当センターとしても大変心苦しく思っておりますが、国の方針に則った法律順守及び税法上の事項であり、当センターとしても如何ともし難く、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当センターではインボイスの影響を受けない派遣事業※での受注も行っておりますので、そちらへの切り替えもご検討いただくと幸いです。

※派遣事業

- ・労働者派遣契約を締結し、シルバー人材センターの派遣登録会員を派遣します。
- ・請負契約と違い、派遣では従業員との混在作業、発注者から会員への指揮命令が可能です。
- ・シルバー会員の場合は、一般の派遣に適用される、派遣の期間制限（3年）が適用されず、また日雇い派遣も可能です。
- ・請求額＝[賃金+派遣手数料（25%）]+消費税となります。
- ・請求額における消費税の全額が課税仕入れ控除可能です。
- ・労災保険についてはこちらで加入いたします。

シルバー人材センター利用契約書（案）

発注者 ○○○○○○

センター 公益社団法人 岩国市シルバー人材センター

発注者と公益社団法人岩国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して以下の業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するにあたり、センター利用規約（以下「利用規約」という。）及びセンター会員業務就業規約に同意の上、次の通りセンター利用契約を締結する。

本件会員業務 ○○○○○○○○

場所：○○○○ 内容：別紙仕様書のとおり

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、利用規約に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、

金○○○○円（消費税含む）とする。

2 センターは、終了した業務について実績報告書を作成し、発注者の検収を受け、合格した場合、当該の委託料を発注者に請求するものとする。

第3条（履行期間）

本契約の履行期間は、○○年 ○月 ○日から○○年 ○月○日までとする。

第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、山口地方裁判所をもって第

1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（会員の責めに帰することができない理由による委託期間の延長）

会員は、本件会員業務に支障を及ぼす天候の不良その他の責めに帰することのできない正当な理由により委託期間内に本件会員業務を完了することができないときは、発注者に対して、委託期間の延長を求めることができる。

第6条（契約の解除）

発注者は、センターが次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約により、暴力団、反社会的勢力等の活動を助長し、又は運営に資することが判明したとき。
- (3) その他、この契約に違反したと認められるとき。

第7条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合も同様とする。

契約日 ○○年 ○月 ○日

発注者 岩国市 町 丁目 番 号

○○○○○○

センター 岩国市車町3丁目8番20号

公益社団法人 岩国市シルバー人材センター

理事長 小川 博史

(公社)岩国市シルバー人材センター利用規約

第1条 (利用契約)

発注者（公社岩国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で「(公社)シルバー人材センター利用契約」（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

第2条 (就業条件)

1. 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。
2. 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

第3条 (マッチング)

1. センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。
2. 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

第4条 (発注者及びセンターの責務)

1. センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2. センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3. 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第5条（業務の対価）

1. 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
2. センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

第6条（請求及び支払の方法）

1. 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
2. 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第7条（権利・義務の移転の禁止）

1. 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
2. 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第8条（守秘義務・個人情報管理）

1. 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3. 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第9条（損害賠償）

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2025年4月1日

(公社) 岩国市シルバー人材センター会員業務就業規約

第1条 (会員の就業条件)

(公社) 岩国市シルバー人材センター (以下「センター」という。) の会員 (以下「会員」という。) が発注者 (センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。) の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

第2条 (業務の具体的内容及び会員業務委託料)

発注者が会員に委託する業務 (以下「会員業務」という。) の具体的内容及び会員業務委託料 (会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。) の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第3条 (就業条件に係る会員の同意等)

1. センターは、業務実施会員 (発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。) が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
2. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
3. 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
4. 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
5. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものと取り扱う。

第4条（会員業務委託料の支払）

1. 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。
2. 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
3. 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
4. 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
5. 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第5条（センターによる立替払）

1. センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われなときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
2. センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

第6条（会員業務の実施）

1. 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
2. センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
3. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
4. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して

指揮命令を行うことができない。

第7条（費用の負担等）

1. 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
3. 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
4. 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
5. 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
6. 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
7. センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第8条（会員の履行不能）

1. 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
2. センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
3. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）

は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。

4. センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
5. 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
6. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
7. 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
8. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
9. 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

第9条（契約不適合責任）

1. 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
3. 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
4. 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者

とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

第10条（利用契約の終了等による会員業務の終了）

1. 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
2. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
3. 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

第11条（著作権の帰属等）

1. 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
2. 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第12条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

1. 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
2. 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
3. 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自

己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第13条（守秘義務・個人情報管理）

1. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
4. 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第14条（損害賠償）

1. 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
3. 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
4. センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
5. センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附則

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。